

令和5年3月1日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市上下水道事業審議会

会長 齋藤 利晃



答 申 書

令和4年11月11日付け裾市経第65号により諮問があったこのことについては、慎重に審議した結果、下記のとおり附帯意見を添えて答申する。

記

1 裾野市水道事業、裾野市公共下水道事業及び裾野市簡易水道事業の経営状況の確認について

令和元年度に策定した裾野市水道事業経営戦略、裾野市公共下水道事業経営戦略及び令和2年度に策定した裾野市簡易水道事業経営戦略について、各事業の投資財政計画と令和3年度の決算を比較・精査したところ、施工した工事が少なかったことや入札による差金等の発生により、水道事業及び下水道事業において建設改良費に差額が見られるものの、経営状況としては、各事業ともに大きな数値の乖離もなく計画通り進捗が図られていることを確認した。

また下水道事業においては令和2年度に、下水道事業開始後初となる使用料の改定を行ってから初の決算となり、数字として経営状況の改善がみられることは、大いに評価できるところである。一方で、依然として目標に達していない経営指標が見受けられるため、引続き不断の経営努力が必要である。

2 裾野市污水处理施設整備構想の見直しについて

令和4年度に実施している裾野市污水处理施設整備構想の見直しについては、令和8年度までに整備する区域の精査を行っている。その中で、他の事業との調整が必要な区域や、接道の無い土地及び広大な農地、管路布設箇所が狭隘なことから工事施工が困難な箇所など、外的な要因から整備が難しい区域を除き、駅西土地区画整理地区など事業効率の高い地区を中心に整備し、効率的且つ効果的な投資が図られる計画と

なっていることを確認した。

附帯意見

- (1) 水道事業においては、収支の均衡を図り、堅実な経営をしていることを確認できたが、令和3年度に見直しを行った水道事業基本計画と経営戦略では、施設整備計画及び投資財政計画にずれが生じているため、速やかな経営戦略の改定を要望する。

また、人口減少や節水機器の普及に伴う有収水量及び給水収益の減少、水道管及び施設の老朽化による更新、技術職員の不足等、水道事業を取り巻く情勢は厳しさを増すばかりである。

しかしながら、水道事業は重要なインフラであることを踏まえ、引き続き、持続可能な安定した事業経営を維持しつつ、最近多発する想定外の自然災害に備えるべく、非常時の危機管理体制の強化並びに強靱な水道基盤の整備を要望する。

- (2) 下水道事業の経営については、令和3年1月に下水道使用料を平均で21.3%改定したことにより、経費回収率が前年度比で15.3%増となり85.8%まで上昇した。経営戦略の投資財政計画に沿って着実に経営改善が図られている。しかしながら、目標とする経費回収率100%には達していないため、今後も経営戦略の改定時に適正な下水道使用料を検討するなど、将来にわたって持続可能な下水道サービスを提供するため段階的な下水道使用料の改定が必要である。

また、事業投資については、関連事業等の影響を受けるなど整備事業の進捗の遅れが確認された。今年度、裾野市汚水処理施設整備構想の見直しを行い、対象区域の整備計画を示しているため、次年度以降は裾野市汚水処理施設整備構想に従い計画的に整備事業を進めるよう努められたい。併せて、全体計画及び事業計画についても事業費における経済性や維持管理における収益性等を考慮し、将来的に賢い投資となるよう両計画区域の見直しを要望する。

- (3) 簡易水道事業においては令和2年度から地方公営企業法を適用し、よりの確な経営状況の把握が可能となった。経営状況を見ると、一般会計からの繰入金があれば運営が成り立たず、今後においても収入の増額の見込みはなく、使用している施設も耐用年数を超過したものがほとんどを占めるため、今後も厳しい経営状況が継続することが想定される。

そのような中で、本年1月11日に発生した第3水源取水ポンプの故障により、短期間ではあるが使用者が不便な状況に置かれたことは甚だ遺憾だが、故障後の迅速な対応により早急に復旧したことは喜ばしい限りである。

裾野市簡易水道事業は所有している資産の老朽化が著しく、今後同様の状況が発



生する可能性があるため、自然災害を含め万が一の状況に備えるべく、複数ある配水システムの相互補完ができるようなバックアップ体制の構築を図る等、非常時の危機管理体制の強化に努められたい。

- (4) 裾野市汚水処理施設整備構想の見直しにおいては、令和8年度までの整備範囲についての計画となっている。外的な要因から、令和9年度以降の整備手法について検討することとした区域については、人口動向や整備費用等の経済性及び土地の利用形態等、多角的な検討を行い公共下水道だけでなく、汚水処理方法全体の中から適切な方法を選び、計画に反映していくよう要望する。
- (5) 水道事業においては、高度経済成長期に一気に布設した管路が、今後数年のうちに大規模更新を迎えることになるため、昨年度見直しを行った水道事業基本計画において、令和7年度に管路更新計画を策定し、計画的な更新を行うこととなっている。

水道は市民生活に必要不可欠なインフラであることから、計画どおり確実な事業進捗が図られるよう、管路更新計画を策定するまでの間に課題を抽出し、来るべき更新需要の増大に備えるよう努められたい。また、水道事業の運営上必要不可欠な、水道法で規定されている水道技術管理者の育成は喫緊の課題であるとともに、県内でも上位に位置する水道事業及び公共下水道事業職員の少なさは、将来にわたり事業を安定的に継続する上で重要な技術及び知識の継承ができない状況となっているため、早急な対策を講じられたい。

